

平成 29 年 8 月 4 日

福井労働局長
早木 武夫 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋



福井県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 7 月 7 日付け福井労発基 0707 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

福井県最低賃金を次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 778円
- 5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成29年10月1日